

災害時における帰宅困難者への支援活動に関する協定書

水 戸 市

学校法人 大原学園 水戸校

災害時における帰宅困難者への支援活動に関する協定書

水戸市と学校法人大原学園水戸校は、災害時における帰宅困難者への支援活動について、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、帰宅困難者が発生した場合に、水戸市及び学校法人大原学園水戸校が協力して、迅速かつ的確に帰宅困難者の安全を確保することを目的とする。

また、水戸市及び学校法人大原学園水戸校は、平常時から連携し、防災対策の推進を図る。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 帰宅困難者 災害の発生時に外出している者のうち、自宅が遠距離にあること等により帰宅できない者をいう。
- (2) 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

(一時滞在施設の公表)

第3条 水戸市は、災害時における帰宅困難者の一時滞在施設として学校法人大原学園水戸校の名称や位置をあらかじめ公表するものとする。

(支援内容)

第4条 水戸市が学校法人大原学園水戸校に要請する支援活動は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校法人大原学園水戸校の施設の一部を一時滞在施設として開設し運営すること。
- (2) 帰宅困難者に対する一時滞在施設への避難誘導に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、水戸市が必要と認める事項

(支援活動の協力要請)

第5条 水戸市は、災害が発生した場合において必要があるときは、要請書（様式）により、学校法人大原学園水戸校に対し帰宅困難者への支援活動の協力を要請することができる。ただし、緊急の場合は電話等により要請することができる。

2 水戸市は、前項ただし書の規定による要請をした場合は、当該要請の後、速やかに要請書を学校法人大原学園水戸校に提出しなければならない。

3 学校法人大原学園水戸校は、第1項の要請がない場合においても、学校法人大原学園水戸校の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入れを行う旨を遅滞なく水戸市に連絡するものとする。

(開設期間)

第6条 開設期間は、原則として発災後から3日以内とする。

(受入の解除)

第7条 学校法人大原学園水戸校は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 水戸市が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、学校法人大原学園水戸校に連絡した場合
- (2) 学校法人大原学園水戸校が、一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、水戸市に連絡して了承された場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、水戸市及び学校法人大原学園水戸校が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第8条 施設の使用料は無償とし、学校法人大原学園水戸校の生徒・職員以外の帰宅困難者の受け入れに関する一時滞在施設の運営に係る経費は水戸市の負担とする。

(防災訓練への参加)

第9条 学校法人大原学園水戸校は、水戸市の要請に基づき防災訓練に可能な範囲で参加する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和7年3月31日までとし、有効期間満了の日の2か月前までに水戸市と学校法人大原学園水戸校いずれからも協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、期間満了の日の翌日から1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、水戸市と学校法人大原学園水戸校が協議の上決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、水戸市と学校法人大原学園水戸校が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年6月21日

水戸市中央1丁目4番1号

水戸市

水戸市長 高橋 靖

水戸市宮町1丁目9-18

学校法人大原学園水戸校

校長 吉本 博康

様式（第5条関係）

帰宅困難者一時滞在施設開設要請書

年 月 日

学校法人大原学園水戸校 校長 様

水戸市長

年 月 日付けで下記のとおり，帰宅困難者一時滞在施設の開設を要請します。

記

1 災害名	
2 災害発生日時	
3 収容要請人数	
4 備考	